## 参考資料3

事業評価に係る諮問、付託、調査審議

国水河計第2号平成25年4月18日

社会資本整備審議会 会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 太田



平成 25 年度予算に係る河川事業(直轄事業)の 計画段階評価及び新規事業採択時評価について

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成25年度予算に係る河川事業(直轄事業)の計画段階評価及び新規事業採択時評価について、ご意見を賜りたい。



国社整審第9号平成25年4月22日

捷:

河川分科会 分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会 会 長 福岡

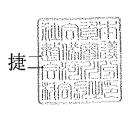
平成25年度予算に係る河川事業(直轄事業)の 計画段階評価及び新規事業採択時評価について(付託)

平成25年4月18日付国水河計第2号により当審議会に意見を求められた平成25年度予算に係る河川事業(直轄事業)の計画段階評価及び新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。

国社整審(河)第6号平成25年4月22日

社会資本整備審議会 河 川 分 科 会 事業評価小委員会 委員長 辻本 哲郎 殿

社会資本整備審議会河川分科会 会長 福岡



平成25年度予算に係る河川事業(直轄事業)の 計画段階評価及び新規事業採択時評価について(調査審議)

平成 25 年 4 月 22 日付国社整審第 9 号により当分科会に付託された平成 25 年度予算に係る河川事業(直轄事業)の計画段階評価及び新規事業採択時評価 については、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第 1 条第 1 項の規定により、当分科会事業評価小委員会に調査審議を依頼する。